

幼児用椅子(TRIPP TRAPP)事件 知財高裁判決とその後の裁判例 —著作権法による応用美術の保護

客員弁護士 大瀬戸 豪志

1 著作権法による応用美術の保護に関する従前の裁判例

著作権法上の難題の一つに、いわゆる応用美術の保護の問題がある。応用美術には、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど多種多様なものがある。これを絵画、彫刻等のいわゆる純粋美術と同様に著作権法で保護すべきかどうかという問題である。

従前の裁判例によれば、著作権法による保護を受ける応用美術は、一品制作の美術工芸品(著作権法2条2項)と同程度に純粋美術並みの水準に達しているものに限定されていた。その理由は、主として意匠法との関係にある。意匠法は、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるもの」(同法2条1項)を「意匠」として保護しているため、著作権法の保護対象である「美術の著作物」と意匠法の保護対象である「意匠」とは、視覚による美感にかかわるものである点で共通している。そこで、応用美術が著作権法と意匠法の双方によって保護されるべきなのか、それとも応用美術の保護について両法の間で区別を設けるべきなのか、ということが問題となる。この点について、従前の裁判例は、意匠法による保護が出願、審査、設定登録という特許庁での手続きを必要とし(登録主義)、保護期間も設定登録から20年と限られているのに対し、著作権法による保護は何らの手続きをも必要とせず、保護期間も著作者の死後又は公表後50年と長いということから、意匠法の保護の対象となる応用美術を広く著作権法でも保護の対象とする場合には、意匠法が産業政策的観点から登録主義を採用し、保護期間も短く設定したことを空洞化することにつながるため、著作権法による応用美術の保護に一定の制限を設けるべきであるというのがその主たる理由である(大阪地裁平成12年6月6日判決—街路灯デザイン事件等)。

しかし、最近、著作権法による応用美術の保護について大きな転換を図るものといわれている判決が現れ

た。知財高裁平成27年4月14日判決(幼児用椅子(TRIPP TRAPP)事件)がそれである。この判決については、すでに、「御池ライブラリー」誌42号28頁以下で、草地邦晴「応用美術と著作権—知財高裁平成27年4月14日判決を題材に」という表題の下で紹介されており、そこではこの知財高裁判決の判旨のような解釈・基準を前提とすれば、従前よりも著作権による保護が与えられる範囲を広く認めざるを得なくなるだろう、と指摘されている。確かに、幼児用椅子事件の知財高裁判決の基準によってその判断をするときは、応用美術の表現の創作性の判断が緩やかになり、その著作物性が認められ範囲が広がり過ぎるのではないかと、という懸念が生じる。果たしてどうか。ここで改めて幼児用椅子事件知財高裁判決の内容を検討したうえで、その後の裁判例をみることにしよう。

2 椅子幼児用椅子(TRIPP TRAPP)事件の知財高裁判決

(1) 判旨

同高裁判決は、実用品である控訴人(原告)の幼児用椅子(TRIPP TRAPP椅子・控訴人製品)の著作物性を肯定し、著作権法による保護を認めている(但し、被控訴人製品の幼児用椅子は、控訴人製品の幼児用椅子の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえないとして著作権侵害を否定した)。その主たる理由は以下の3点である。

- ①応用美術の著作物性の判断基準:「応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり…、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」(傍点は筆者)
- ②意匠法との関係:「著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり(著作権法1条、意匠法1条)、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。

加えて、著作権が、その創作時に発生して、何らの手続等を要しないのに対し(著作権法51条1項)、意匠権は、設定の登録により発生し(意匠法20条1項)、権利の取得にはより困難を伴うもので

はあるが、反面、意匠権は、他人が当該意匠に依拠することなく独自に同一又は類似の意匠を実施した場合であっても、その権利侵害を追及し得るといふ点において、著作権よりも強い保護を与えられているとみることが出来る。これらの点に鑑みると、一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。

以上によれば、応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し難いというべきである。」(傍点は筆者)

- ③個性ないし個性の発揮の選択の幅：「また、応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるため、その表現については、同機能を発揮し得る範囲のものでなければならない。応用美術の表現については、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、したがって、応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものととどまることが想定される。

以上に鑑みると、応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い。」(傍点は筆者)

(2) 問題点

上にみた幼児用椅子事件の知財高裁判決における応用美術の創作性の判断基準を一言でいえば、応用美術における実用上又は産業上の利用目的にかなう機能の表現という制約の下での個性の発揮が認められるか否か、ということになる(判旨①及び③参照)。しかし、同判決では、応用美術における「個性」の選択の幅について触れるだけで、それ以上に「個性」の内容がどのようなものでなければならないかについて積極的な言及がない。この点で同判決の判示内容は応用美術の創作性の判断基準としては不十

分なものといわざるを得ない。加えて、同知財高裁判決は、上記制約の下での応用美術の創作性の判断基準を他の表現物と同様にもっぱら「個性」に求めることにしても、「意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。」(判旨②)というが、その理由中で、前記の街路灯デザイン事件の大阪地裁平成12年6月6日判決が指摘する意匠権と著作権における保護期間の差異に基づく弊害について全く触れるところがない点でも理由不備の誹りを免れない。幼児用椅子事件の知財高裁判決におけるこのような欠陥は、以下のようなその後の裁判例に照らしてみれば一層明らかとなる。

3 幼児用椅子事件知財高裁判決後の裁判例

(1) 概観

幼児用椅子事件の知財高裁判決後本稿執筆までの間に、応用美術の著作権による保護が争点になった裁判例は、下記の4件である。そのうち下記の①の裁判例だけが応用美術の著作権による保護を認め、②から④の裁判例はいずれもこれを否定している。いずれの裁判例においても、上記の幼児用椅子事件の知財高裁判決による判断基準とは大きく異なっている。

(2) 裁判例

- ①大阪地裁平成27年9月24日判決(ピクトグラム事件)

同判決は、大阪城や海遊館等の施設に関する大阪市の案内表示の図柄(ピクトグラム)について、「その美的表現において、制作者であるP1の個性が表現されており、その結果、実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えているといえるから、それぞれの本件ピクトグラムは著作物であると認められる」と述べている(本件ピクトグラムの個性=創作性肯定)。これによると、応用美術における「個性」とは、「実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得る美的特性」を意味することになる。同判決が応用美術における「個性」をこのように定義したのは、応用技術の範疇に属する印刷用書体に関する最高裁判平成12年9月7日判決(ゴナ書体事件)の「印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備え

ていなければならない。」という判示内容に従ったものであろう。

②東京地裁平成28年1月14日判決(加湿器事件)

試験管様のスティック形状の加湿器について、同判決の判旨は、「純粋な美術ではなくいわゆる応用美術の領域に属するもの、すなわち、実用に供され、産業上利用される製品のデザイン等は、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えている場合を除き、著作権法上の著作物に含まれないものと解される。」というものである(本件加湿器の創作性＝個性を否定)。ここでは、上記①の大阪地裁判決の「美的特性」が「創作性」と言い換えられているが、その意味は異ならないであろう。

③東京地裁平成28年4月21日判決(ゴルフクラブシャフトデザイン事件)

同判決は、「純粋な美術ではなくいわゆる応用美術の領域に属するもの、すなわち、ゴルフクラブのシャフトのように実用に供され、産業上利用される製品のデザイン等は、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えている場合を除き、著作権法上の著作物に含まれないものと解される。」と述べている(ゴルフクラブシャフトデザインの創作性＝個性を否定)。ここでも、「創作性」という表現が使用されているが、「美的特性」と同義であろう。

④東京地裁平成28年4月27日判決(幼児用箸事件)

同判決は「実用に供される機能的な工業製品ないしそのデザインは、その実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性を備えていない限り、著作権法が保護を予定している対象ではなく、同法2条1項1号の『文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』に当たらないというべきである。」と述べている。この判決では、「実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような美的特性」という概念を、個性＝創作性の内容としてではなく、著作権法2条1項1号の「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に当たらないとされている点が特徴である。この判決はまた、原告が、上記の幼児用椅子事件の知財高裁判決の判旨に従って、応用美術の表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば創作性があるものとして著作物性を肯認すべきであると主張したのに対し、「著作権は原則として著作者の死後又

は著作物の公表後50年という長期間にわたって存続すること(著作権法51条2項、53条1項)などをも考慮すると、上述のとおり現行の法体系に照らし著作権法が想定していると解されるところを超えてまで保護の対象を広げるような解釈は相当でないといわざるを得ず、原告の上記主張を採用することはできない。」として、応用美術の創作性に関する幼児用椅子事件の知財高裁判決の判断基準を真っ向から否定している。さらに、この事件の控訴審判決(知財高裁平成28年10月13日判決)は、上記第一審判決の理由をそのまま引用したうえで、「付加判断」として、「実用品であっても美術の著作物としての保護を求める以上、美的観点を全く捨象してしまうことは相当でなく、何らかの形で美的鑑賞の対象となり得るような特性を備えていることが必要である(これは、美術の著作物としての創作性を認める上で最低限の要件というべきである。)(傍点は筆者)と述べて、「美的という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは相当とはいえない。」という幼児用椅子事件の知財高裁判決の見解に異を唱えている。

4 著作権法による応用美術の保護の要件

幼児用椅子事件の知財高裁判決は、著作権法による応用美術の保護について、純粋美術並みの高い創作性の要件を課していた以前の裁判例に反旗を翻し、一部の学説から主張されていた「個性(の発揮)」によるべきものとしたものであるが、前述のごとく、同判決によるこのような解釈・基準には種々の問題点があった。その後の裁判例が、個性という観点からだけではなく、おしなべて「美的鑑賞の対象となり得る美的特性(創作性)」を備えているか否かを保護の要件としているのは、そのような問題点が背景になっているものと考えられる。この要件をすら「高い創作性の要件」として反対する学説もないではないが、上記の問題点が解決されない限り、従前の裁判例の見解が著作権法による応用美術の保護の判断基準として生き続けるであろう。

(本稿は、平成28年10月3日に御池総合法律事務所で開催された研究会の報告を基に作成されたものである。)